

京都市告示第668号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年3月18日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大塚勸修寺線	山科区小野蚊ヶ瀬町1番地地先から	旧	メートル 22.50	メートル 11.60
	同区勸修寺東北出町210番地の1地先まで	新	22.50	11.01 ~ 13.38
山科小野経25号線	山科区小野蚊ヶ瀬町1番地地先から	旧	88.30	5.96 ~ 6.05
	同区勸修寺繩手町110番地の1地先まで	新	87.90	6.05 ~ 8.73
山科小野緯36号線	山科区小野蚊ヶ瀬町12番地地先から	旧	3.40	7.40
	同区勸修寺繩手町110番地の1地先まで	新	2.40	7.95 ~ 9.98
向島42号線	伏見区向島善阿弥町60番地の7地先から	旧	16.60	4.50
	同町61番地の1地先まで	新	16.60	4.70

日野緯40号線	伏見区日野畑出町38番地の18地先から 同町38番地の20地先まで	旧	25.00	3.80
		新	25.00	4.00 ~ 6.00
羽束師61号線	伏見区羽束師古川町83番地地先内	旧	18.60	1.95 ~ 2.90
		新	18.60	6.00 ~ 7.40

(建設局土木管理部道路明示課)